

輪島市被害家屋認定調査 (二次調査) 実施マニュアル Ver1.9(R6.5.23)

<変更履歴>

3/27	1.4	P11~15 P30 P33~35	役割と手順 建具のカウント 帰庁後の作業	担当者の業務内容の変更 建具の記載方法（損傷程度×数）の記載に修正 調査後の作業について再整理
4/5	1.5	P9 P10 P11 P12~16 P17 P18, 20, 21 P31, 33 P35~37	調査の主な流れ 準備物 申請書 役割と手順 全壊と判断できる基準 記入方法（外部） 記入方法（内部） 帰庁後の作業	④～⑥のページ数の修正 再調査申請書記入箇所の「受付番号」を「調査票番号」へ変更申請書画像の修正 担当者の役割分担の再調整と作業手順の変更 外観による判定の注意点を追加 傾きの記入方法や60cmで計測する場合を追加、画像の削除、「剥落・横クラック」と「破断・不陸」を分けて記載 障子の損傷程度の追加、網戸は対象外を追加、その他設備の判定を住家ごとの輪島市と協議の文言を削除、設備とその他設備の点数を追加 シフト表への完了チェックを追加、写真の保存順を変更、チェック班への提出資料「⑦調査票原図」のA3→A4縮小を削除
4/9	1.6	P20~22 P27 P37	記入方法（外部調査） 記入方法（内部調査） 帰庁後の作業	基礎に「犬走りは含めない」、3階以上の場合の外壁の記入方法を追記 3階以上の場合の内壁の入力方法を追記 クリアファイルに入れる提出資料の順番の変更、二次調査受付票の担当班箇所の記入等を追記
4/16	1.7	P16 P17 P40~	記入方法（外部調査） 記入方法（外部調査） 内閣府基準	下げ振りの長さを図面に記入するよう注意書きを追記 外観による判定のみで「全壊」と判定する・しないを追記 事例写真を追加、画像サイズを修正
4/28	1.8	P1~ P6 削除 P14	レイアウト修正、 ページ番号修正 下げ振り使用方法説明 内閣府基準 説明文	前バージョンA4縦化に伴い、レイアウト変更及び ページ番号修正 下げ振り使用方法、注意点について追記 別冊化（印刷の労力削減のため） その他設備の点数の取り方についての説明文変更
5/23	1.9	P14	設備の説明修正	点数の評価を削除 設備の損傷具合を詳しく記入する（例示あり）

0.調査基準

二次調査実施マニュアルを次のとおり定める

⇒家屋被害認定調査は国の基準と方法にしたがい公正に実施する

【基準】災害の被害認定基準について

【指針】災害に係る住家の被害認定基準運用指針

【写真集】上記指針参考資料（損傷程度の例示）

【実施体制】災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き

※それぞれ内閣府資料による

1.はじめに

<被害家屋認定調査の概要>

被害認定調査…災害による被害の程度について、自治体が証明（罹災証明書の発行）

被災の程度

無被害、一部損壊（準半壊に至らない、準半壊全壊）、半壊、中規模半壊、大規模半壊、全壊

※被害の程度によって、被災者が受けることのできる行政支援内容が変わってくる。

被害家屋認定調査フロー

①一次調査（被災者からの申請の必要なし：全棟調査）→罹災証明書交付

②被災者からの申請に基づき二次調査→罹災証明書交付

3月15日からこのフェーズに入っている

③二次調査後、被災者から再調査の依頼があった場合は、依頼内容を精査した上で必要に応じて再調査を実施。

<一次調査と二次調査の違い>

	調査内容	調査対象者
一次調査	外観（外壁、屋根、基礎等）による調査に基づき、結果を判定する。	被災者からの申請の必要はなく、全棟調査を行う。
二次調査	外観（外壁、屋根、基礎等）+内観（内壁、建具、床等）による調査に基づき、結果を判定する。	一次調査で認定された被害の程度に不服がある被災者からの申請に基づき、調査を行う。

★ポイント★

二次調査による判定結果については、必ずしも一次調査の判定結果を上回るとは限らない。

二次調査は、一次調査の判定結果に不服がある被災者立会いのもと行う調査になります。

被災者は心身ともに大きなストレスを抱えているため、丁寧な対応が求められます。

- 調査の目的は**住家の損害割合**を算出し、**被害程度の認定**を行うこと
- 損害割合に応じて、下表のとおり被害程度が認定される
- **被害程度に応じて支援内容も異なる**

	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
住家の損害割合	50%以上	40～49%	30～39%	20～29%	10～19%	10%未満
公費解体		対象				対象外
支援内容 再建支援金 (建設・購入)	300万円	250万円	100万円	100万円		対象外
応急修理		70.6万円			34.3万円	対象外

- ※ 表内の支援内容の金額は、輪島市の場合
- ※ 再建支援金(建設・購入)は、複数世帯の場合
- ※ 応急修理は、1世帯当たりの上限額

<参考> 損害割合の算定方法

住家の損害割合 = 部位別損害割合の合計

= 屋根の損害割合 + 柱の損害割合 + …… + 設備の損害割合

部位別損害割合 = 損傷部分の割合 × 損傷程度 × 部位別構成比率(下表)

部位別構成比	地震等による被害(第1次調査)		地震による被害(第2次調査) 水害による被害及び風害による被害			
	木造・プレハブ	屋根	15%	屋根	15%	
		壁(外壁)	75%	柱(又は耐力壁)	15%	
				床(階段を含む)	10%	
	基礎	10%	外壁	10%		
			内壁	10%		
			天井	5%		
	非木造	<柱の損傷により判定>	柱	60%	柱(又は耐力壁)	50%
			雑壁・仕上等	25%	床・梁	10%
			設備等(外部階段を含む)	15%	外部仕上・雑壁・屋根	10%
<外壁の損傷により判定>		85%	内部仕上・天井	10%		
			建具	5%		
			設備等(外部階段を含む)	15%	設備等(外部階段を含む)	15%

一次調査では外壁の損害に重点が置かれているのに対し、二次調査では各部位の損害を総合的に調査し、住家全体の損害割合が算定される。
割合が15%の屋根、柱、建具の損害は、他の部位よりも重視。

2. 二次調査の主な流れ

一次調査

①被害家屋一次調査にて被害判定

被災地域では一次調査が行われ、既に半壊、全壊等の判定がされています。

②一次調査結果に不服
ある市民から二次調査
申請(口頭など)

一次調査の結果に不服がある住民から二次調査の申請がなされます。なお、当初の申請は、書類ではなく口頭等で行われています。

二次調査

③二次調査に係る アポ取り

申請の意思表示をされた方へ、アポ取りマニュアルに基づき二次調査のアポ取りを行います。

④調査必要物の準備

準備物を揃え、
調査に備えます。
【P.3】

⑤現地での被害家屋 二次調査

現地にて、家屋被害認定再調査を記載いただき、二次調査を開始します。

【P.4~16】

⑥調査結果まとめ

現地から帰庁後、調査結果をまとめ、調査原図の清書及び調査結果の入力を行います。

【P.16~18】

⑦申請者への調査結果通知

調査結果に基づき判定がなされ、申請者へ通知されます。

3. 準備物

調査

帰庁後

- 調査用タブレット（1台）※使用後は必ず充電してください

資料班
が準備

- 二次調査受付表
- 参考資料（家屋

調査班
が準備

- 家屋被害認定再調査申請書（申請書右上に「調査票番号」を記入）
 - 調査内容説明チラシ ※調査を実施した家屋に配布
 - 不在連絡票 ※訪問したが調査が実施出来なかった家屋に投函
 - 外部・内部チェックシート（内部チェックシートは1戸あたり1～3枚必要）
 - 調査原図（家屋調査図を基にフリクション等で下書きを行う）
※家屋調査図でも代用可、必要に応じて内部用を作成（コピー等）
 - その他の筆記具、道具類
（黒ボールペン、4色フリクション（赤・青・緑・黒）、定規、雨具、バインダー
又は画板、懐中電灯、下げ振り、コンバックス、レーザー測量機又は巻き尺、ヘル
メット、ビブス、スリッパ、安全靴）
- ※ 外部・内部チェックシート、調査原図に調査番号を必ず記載
- ※ 対象家屋付近に駐車可能なスペースがあるか、事前に地図で確認してください

[illegible][illegible]

不在連絡票

姓

令和6年

月

日

時

分

家族の携帯電話は定額制(2次課金)に切り直したため、ご不在でした。下記連絡先にご連絡ください。改めて日程調整を行います。

お伝えしたく項目①

「調査申請書のお名前(希望日付)」の打印した電話番号

【連絡先】 職名 調査チーム 0768-23-1125

不在連絡票

姓

令和6年

月

日

時

分

家族の携帯電話は定額制(2次課金)に切り直したため、ご不在でした。下記連絡先にご連絡ください。改めて日程調整を行います。

お伝えしたく項目②

「調査申請書のお名前(希望日付)」の打印した電話番号

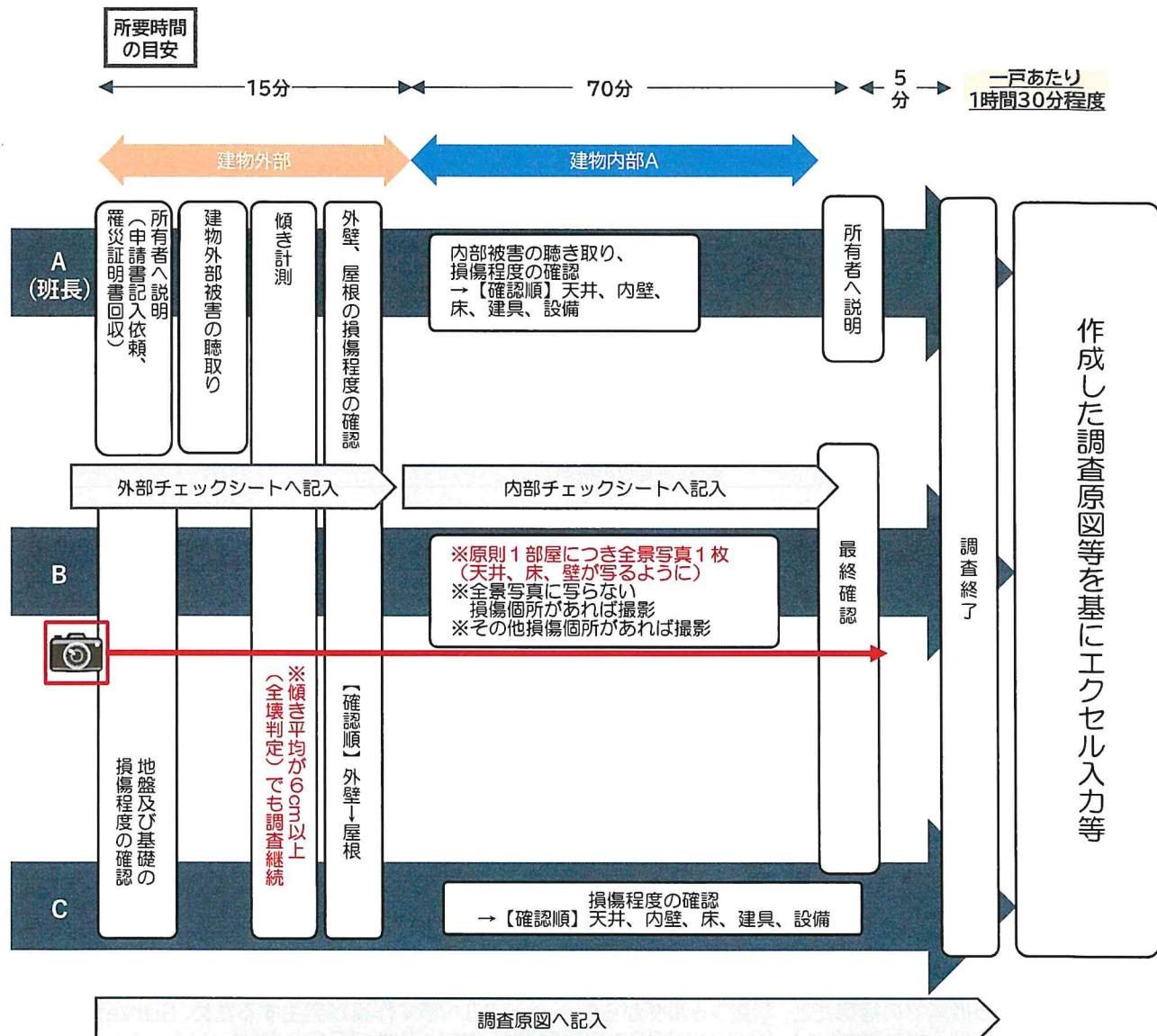
【連絡先】 職名 調査チーム 0768-23-1125

4.作業員の役割と作業手順

出発前

調査

帰庁後



損傷程度はABCで協議し、最終的に(班長)Aが判断することとし、
判断がつかない場合は輪島市に確認

【図面なし又は増改築がある場合】

○事前に判明している場合、4名体制を構築する。

○通常のA、B、Cに加えて、Dを設け、Dは 図面の作成に専念する。

<班長A> ※外部は「正面」、内部は「入口」から反時計回りで確認

手順	対象等	記入用紙	作業要領
1	住民対応	-	- 調査内容説明チラシの配布・説明 - 所有者へ家屋被害認定再調査申請書の記入依頼 - 罹災証明書の原本回収 - 質疑対応、今後の流れの説明等(不明時は輪島市につなぐ) ※2次調査の結果が1次の結果を下回る可能性があることを必ず伝える。
2	外部被害 聴き取り	-	所有者に対し、特に損傷がひどいと思われる箇所の聴き取り
3	地盤、基礎	-	特徴ある地盤被害、基礎の損傷箇所の確認
4	傾き	-	4隅の傾きの数値を測定
5	外壁、屋根	外部チェックシート	<判定順:外壁⇒屋根> 損傷の位置、範囲、程度の判定 内部へ
6	内部被害 聴き取り	-	所有者に対し、特に損傷がひどいと思われる箇所の聴き取り
7	天井・内壁・床	内部チェックシート	※部屋ごとに確認・記入
8	建具	内部チェックシート	建具の位置及び損傷の程度を記入
9	設備	-	※建具1本を単位とし、無被害の建具についても記入 損傷した設備の判定

<担当B> ※外部は「正面」、内部は「入口」から反時計回りで確認

	撮影対象等	撮影方法
1	外 全景	建物全景を4方向(正面、右側面、背面、左側面)から撮影
2	部 地盤、基礎	特徴ある地盤被害、基礎の損傷箇所があれば撮影(地盤、基礎それぞれ1枚程度)
3	調 傾き	4隅×2方向(下げ振り、コンバックス)の傾きの数値を撮影
4	外壁、屋根	<撮影順:外壁⇒屋根> 特徴のある損傷箇所があれば撮影(外壁、屋根それぞれ1枚程度)
内部へ		
5	内部調査 天井・内壁・床 建具・設備	<撮影順:天井⇒内壁⇒床⇒建具⇒設備> ※原則1部屋につき全景写真を1枚(床、壁、天井が写るように) ※全景写真に写らない損傷箇所があれば撮影 ※その他損傷箇所があれば撮影
6	家屋被害認定 再調査申請書	所有者が記載したものを撮影

※通常のカメラ機能での撮影だと、写真フォルダからSurvey123へ移す作業が発生するため、Survey123で直接撮影したほうが効率がいい。(Survey123への登録順等についてはp17のとおり)

<担当C> ※外部は「正面」、内部は「入口」から反時計回りで確認

手順	対象等	記入用紙	作業要領
1	外 地盤	調査原図	特徴ある地盤被害等がある場合は、その状況を記入
2	部 基礎		損傷箇所を記録(単位:m)
3	調 傾き		4隅×2方向の傾きの数値を記入(単位:cm)
4	外壁、屋根	-	<判定順:外壁⇒屋根> 損傷の位置、範囲、程度を確認 内部へ
5	内 天井・内壁・床	-	※部屋ごとに確認
6	建具	調査原図	建具の位置および損傷の程度を記入
7	設備		※建具1本を単位とし、 無被害の建具 についても記入 損傷した設備の位置を調査原図に記入 損傷した設備の名称、損傷程度(I~Ⅲ)を記入

※ 調査原図(内部用)は必ず作成する必要はなく、各調査班の運用に応じて1枚に全て記入してもOK

※ 調査原図(内部用)を作成する場合、最終的に1枚にまとめる必要はなく、2枚をチェック班へ提出

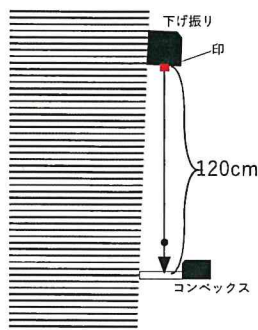
6. 記入方法(外部調査)

【傾き】

○120cmの下げ振りを使用し、四隅の傾きを測定します。

四隅1か所につき2方向から測定し、大きい数値を傾きとします。

※調査ごとに印から下げ振りの先が120cmであるか確かめてください。印からビーズの位置までが120cmとなっている場合はビーズの位置で傾きを測ります。



注意

下げ振りの紐についている印から針の先までの長さが120cmである場合、ビーズの位置で傾きを測定するのは誤りです。
逆にビーズの位置までが120cmの場合は針の先で測定すると誤りとなります。



測定の様子

1001

○長さ120cm地点でのコンベックスの数値と下げ振りの長さとの差が傾きとなります。

(例) 5cmの下げ振りを使い、コンベックスが3cmだった→傾き2cm

5cmの下げ振りを使い、コンベックスが7cmだった→傾き2cm

○調査原図に「→」(朱書き)と数値を記入

数値の後ろに下げ振りの大きさ(壁から

紐までの長さ)をカッコ書きで記載

(3cm、5cm、6cmなどがあります)

※0の場合も空欄とせず「0」と記入

※矢印は傾いている方向に記載してください

○建物などがくっついていて4隅が図れない箇所は他の箇所の傾きのうち一番大きな数値で補填して構いません。
しかし、60cmで使う、踏み台を使用するなど極力測定をお願いします。

記載例

0.5cm × 2
↑(5)
1.5cm
→(5)

○60cmで計測する場合「数値×2」と記入

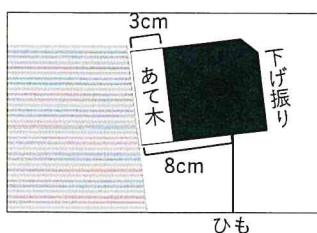
(120cm伸ばせない場合、60cmで測定し傾き結果を2倍にする)

※30cmで計測し、4倍とするのは誤差が大きいため不可

○傾きが大きく、壁に下げ振りが当たった状態での測定は不可です。

60cmで計測するか、それでも壁に当たる場合はあて木等を使って計測してください。

あて木等を使用した場合は壁からあて木を含めた下げ振りの紐までの長さを記載してください。



例) 5cmの下げ振りに3cmのあて木を使用した場合

記載例

0.5cm × 2
↑(5)
6cm
→(8)

【外観による判定】

※④、⑤は特に注意

④、⑤が確認された場合でも可能な限り調査を続行し、帰庁後、写真を基に輪島市と協議する。

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 一見して住家全部が流失又はずり落ち
- ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部倒壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

注意・調査継続

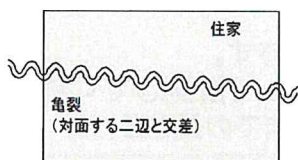
【地盤】

地盤面に亀裂が発生し、当該亀裂が住家の直下を縦断・横断している場合は、亀裂部分を調査原図に記入し、状況を撮影してください。

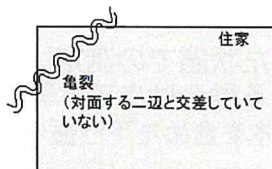
※注意

全壊判定とならない場合があります。
可能な限り調査を続行してください

【外観による判定のみで「全壊」と判定】



【外観による判定のみで「全壊」と判定しない】



【調査原図への記入イメージ】



【正面】



【背面】

【基礎】

損害割合の算出（基礎）

● 損傷率の算出式 ＜布基礎の場合＞

$$\text{損傷率} = \frac{\text{損傷基礎長}}{\text{外周基礎長}} \times 100(\%)$$

【基礎外部調査の手順】

① 基礎延長（布基礎の外回りの長さ・独立基礎の個数）を計測

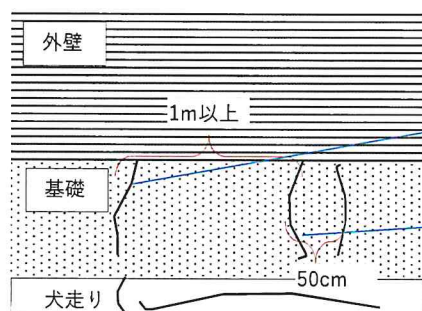
※独立基礎の場合、基礎（束石※読み：つかいし）の所在場所に「□」を記入

目視で確認できない基礎部分を全長から除外

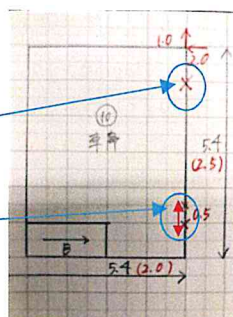
② 損傷部分を図面へ記載

○ 損傷1箇所につき「×」（朱書き）1つ記入

※ 損傷が隣接（1 m以内）の場合、両端の損傷の間隔を記入



犬走りの損傷は対象外
基礎に含めない



○ 剥落・横クラック

損傷部分の長さを朱書きで記入

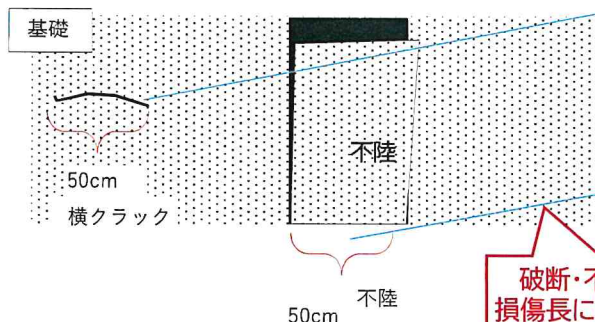
※ 長さが1 mに満たない場合、両側に50 cmを加算するため、
損傷距離の上に（長さ+1）を記入

※ 1 mを超える場合は純粋に損傷基礎長を記入

○ 破断・不陸

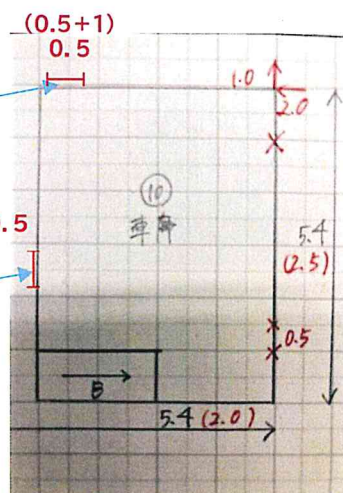
損傷部分の長さを朱書きで記入

※ 上に損傷距離（単位：m）を記載



50cm 不陸

破断・不陸の場合、
損傷長に両側50cmを
含めないため注意



【外壁】

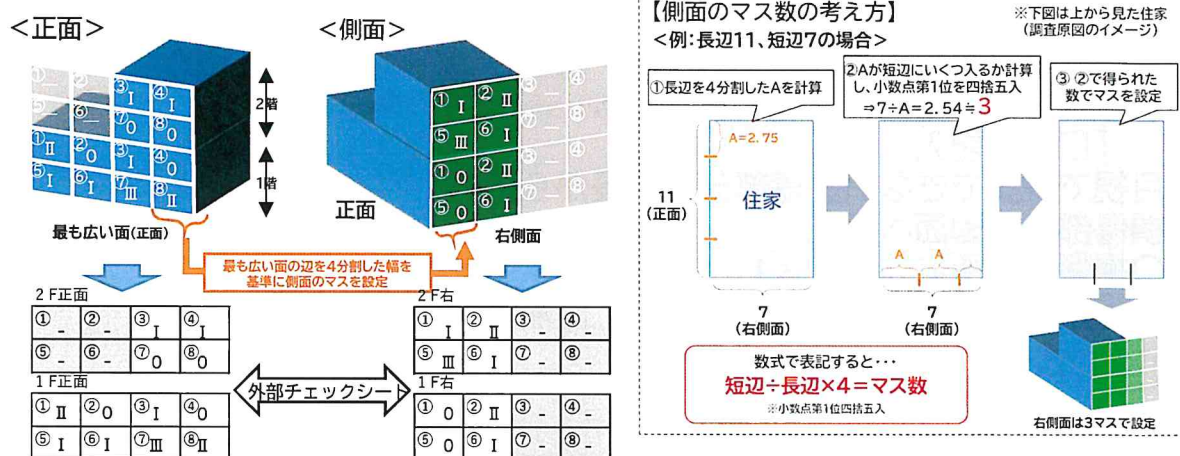
○最も広い面をベースに1階、2階をそれぞれ8等分し、損傷程度を記入

○外壁がない箇所はチェックシートに「－」を記入

(正面2階の①、②、⑤、⑥)

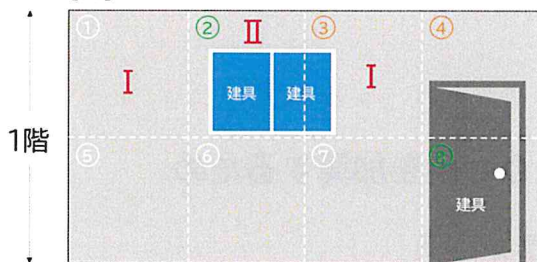
○側面は、正面の辺を4分割した幅を基準にマスを設定し、損傷程度を記入

○3階以上の場合は、損傷割合の大きい階を記入

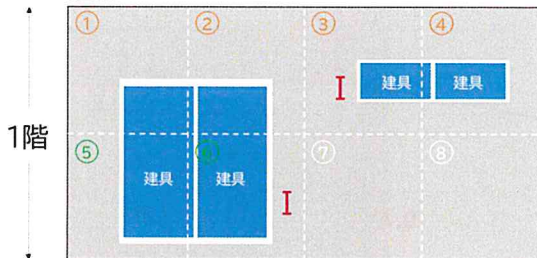


<外壁と建具の考え方>

【A】



【B】



1) 各マスの外壁の面積が建具の面積より小さい場合

(Aの②、⑧、Bの⑤、⑥)

⇒外壁としてカウントしないが、損傷を付近のマスで計上する(損傷程度が低いマスで計上)

2) 各マスの外壁の面積が建具の面積より大きい場合

(Aの③、④、Bの①、②、③、④)

⇒外壁としてカウントする

<外部チェックシート記載イメージ>

【A】

①	②	③	④
I	—	I	I
⑤	0	⑦	⑧
0	II	0	—

【B】

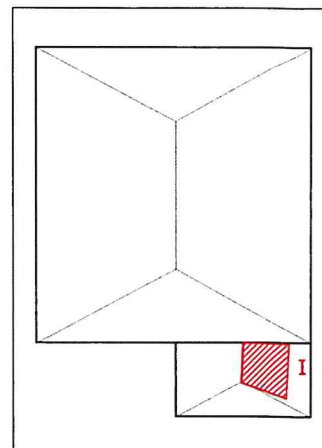
①	②	③	④
0	0	I	0
⑤	⑥	⑦	⑧
—	—	I	0

※②の損傷は損傷程度の低い⑥に計上

【屋根】

- 屋根の損傷範囲と損傷程度を「^Ⅱ 」(朱書き)記入
- 屋根の被害状況は、確認できる範囲で確認・撮影
- ブルーシートで覆われている場合、居住者に
損傷個所を確認
 - ※ブルーシートの範囲が目視できない場合、
居住者への聞き取りに基づき記入
- 屋根に損傷が無い場合は「損傷無し」と記入
- 屋根修理などの改修をすでに行っている
家屋については、記録写真、工事写真などの
資料写真による判断も可能
 - ※調査日に資料写真の確認が出来ない場合、
「当該写真の輪島市税務課への提出」を依頼し、
外部チェックシートにその旨記入

<屋根伏図記入表>

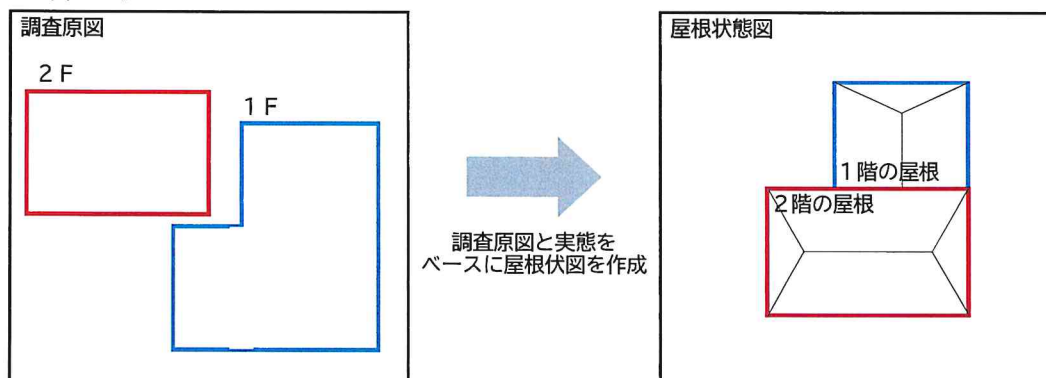


<屋根伏図の作成方法>

屋根は家屋の1階と同じ面積として扱うため、調査原図の1階と2階を重ねることで、簡易的に屋根伏図を作成することが可能

※実態との乖離が大きい場合は目測等に基づき作成すること

<イメージ>



【天井】

<内部チェックシート>

- 損傷程度ごとの範囲を
チェックシートに記入
- 雨漏りが確認できた箇所
は損傷Ⅱで判定

LDKの天井を10割として、

- 7割の範囲で損傷Ⅰ
- 1割の範囲で損傷Ⅱ
- 2割の範囲で損傷Ⅲ
- ※全体で10割になるよう記載

<イメージ>

部屋名	損傷程度	天井	内壁	床	建具
③ LDK	0	7	8	9	5
	I	1	2	1	2
	II	2			
	III				
【設備】 台所	IV				
	V				

【床】

<内部チェックシート>

- 損傷程度ごとの範囲を
チェックシートに記入
- 床（畳等）の雨漏りが
確認できた箇所は
損傷Ⅱとする

LDKの床を10割として、

- 7割の範囲で損傷Ⅰ
- 1割の範囲で損傷Ⅱ
- 2割の範囲で損傷Ⅲ
- ※全体で10割になるよう記載

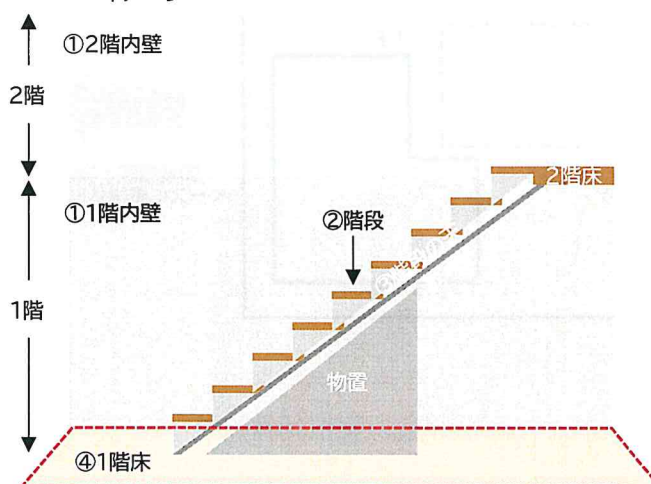
<イメージ>

部屋名	損傷程度	天井	内壁	床	建具
③ LDK	0	9	8	7	5
	I	1	2	1	2
	II			2	
	III				
【設備】 台所	IV				
	V				

<階段の考え方>

- ①内壁 損傷位置で1階か2階かを判定
 - ②階段 2階の床として判定
 - ③階段の天板 1階の天井として判定
 - ④階段の下床 1階の床として判定
- ※階段下に物置等がある場合でも、
当該スペースを含めて1階床にカウント
(当該スペースは被害0として判定し、
すべてを床として見る)

<イメージ>



【内壁】

<内部チェックシート>

○損傷程度ごとの範囲を
チェックシートに記入

○3階以上の場合は、
2階のシートに
2階以上を全て入力

LDKの内壁を10割として、
7割の範囲で損傷0
1割の範囲で損傷I
2割の範囲で損傷II
※全体で10割になるよう記載

<イメージ>

部屋名	損傷程度	天井	内壁	床	建具
③ LDK	0	9	7	9	5
	I	1	1	1	2
	II		2		
	III				
【設備】 台所	IV				
	V				

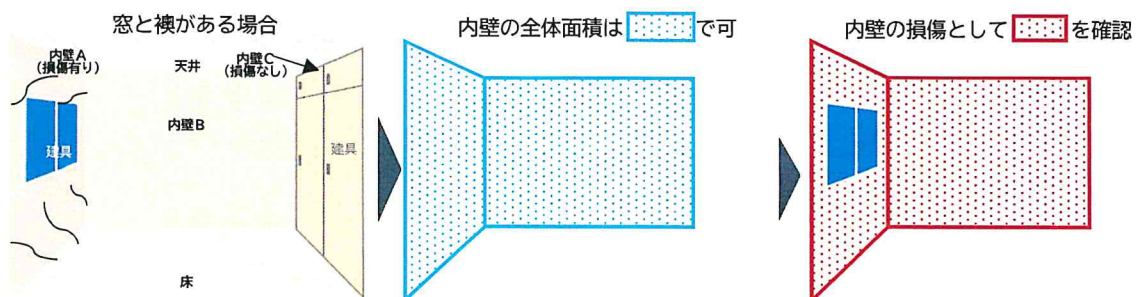
<内壁の判定について> 重要

○建具（窓、襖、引き戸等）がある場合、**建具を含めた面積を
内壁の全体面積と捉えるか否かは、現場で損傷状況を確認し決定する。**

○損傷の判定は、建具を除く内壁のみを対象とする。（建具の損傷は
別途建具として判定）

【例】以下のイメージにおいて、「内壁Aは損傷が大きいので内壁の
全体面積に含める。

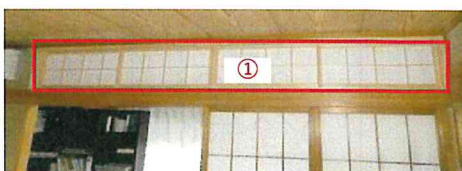
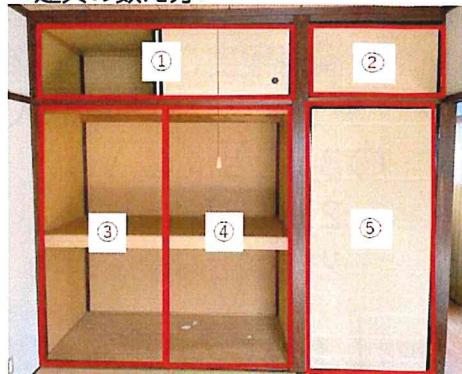
内壁Cは損傷が少なく、建具を除いた面積が狭小なので、全体面積に含めな
い」等、現場で柔軟に決定してOK。



【建具】※調査原図への記入は不要

- 建具は1本ごとに損傷程度を判断し、内部チェックシートに記入
- 損害がない建具も損害0として記入
- 建具1本=畳1枚（横91cm×高さ182cm）をベースとする。ただし、1つの枠内にある建具は、1畳未満であっても、1本としてカウント（右図の①、②）
- 窓及び扉の開閉の際、破損・脱落する可能性があるため注意
 - ※立会人に確認したうえで開閉する
- 障子等が外れている場合、実際にはめて動くかの確認は行わず、所有者への聞き取りに基づき判定
 - ※住民から動かないと申告があれば損傷Ⅰとする
- 網戸、雨戸は対象外

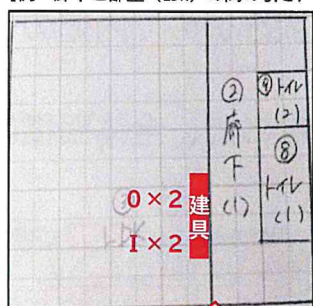
<建具の数え方>



<建具のカウント>

- 廊下と部屋、部屋と部屋の間の建具（引き戸等）をダブルカウントしないようにするため、当該部屋の内側に損傷程度を記載する。

【例：廊下と部屋（LDK）の間の引き戸】



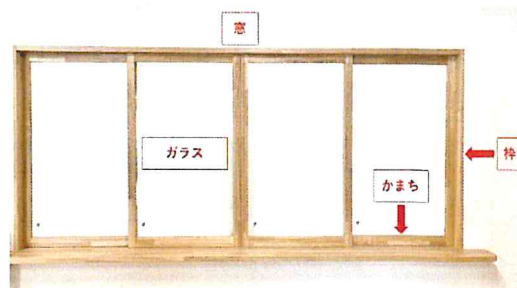
「廊下と部屋に隣接する建具は部屋でカウント」、「部屋と部屋に隣接する建具は若番の部屋でカウント」等のルールを決めることで、ダブルカウント防止につながります。

※左図は部屋でカウントし、部屋の内側に損傷程度を記載

- ・廊下とLDKのどちらか一方でカウント
- ・建具の損傷程度と数を記載(後で分からなくならないように)

<建具の枠（かまち）について>

枠・・・戸・窓・障子などの建具の周辺の枠



【設備（浴室、台所）】

右表の損傷度に応じ、**調査原図**
及び内部チェックシートに記入

【その他設備】

所有者から申し出があった場合に限り、
内部チェックシートの余白に
「設備名」と「損傷の状況」をメモ
※壁に据付のエアコンなどの取り付け
られた設備の破損、落下などは、
当該調査の設備損傷には含めない

注 意

設備については、その損傷状況を詳しく内部評価
シートに記録してください。

例)

- ・トイレの配管がずれているが、便器には損傷無し
- ・トイレの配管も便器も損傷しており、再使用不可
- ・エコキュートが倒れ、再使用不可
- ・埋め込み式エアコンが落下し、再利用不能

設備(2種類)

- 浴室 ※最大3点
 - ・配管のズレ等(1点)
 - ・バスタブの割れ等(2点)
 - ・再使用が不可能な損傷(3点)
- 台所 ※最大3点
 - ・配管のズレ等(1点)
 - ・再使用は可能だが大きく破損(2点)
 - ・再使用が不可能(3点)

その他設備(例示) ※最大4点

トイレ、ベランダ、サンルーム、太陽光パ
ネル、埋め込み式エアコン、エコキュート、
給湯器、外階段 等

8. 調査班で判断がつかない場合

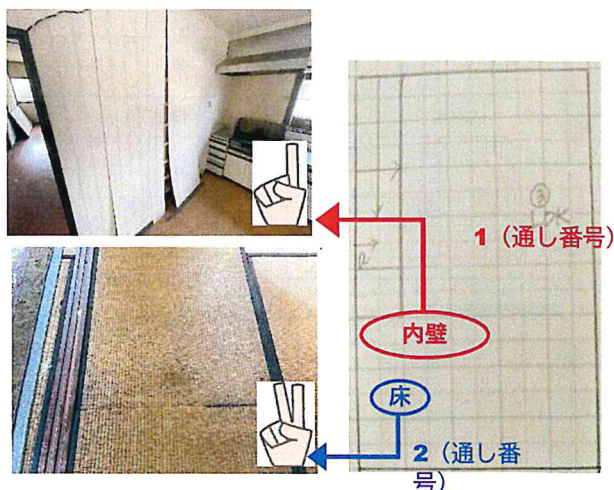
出発前

調査

帰庁後

○判定が難しい場合の手順

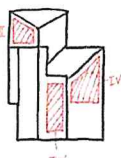
- ① 調査原図又はチェックシート上の
当該箇所の判定に○を付け、
右上に通し番号を記入
※調査原図は中に部位を記入
- ② ①の通し番号を記載した紙又は
指で番号を示し、該当箇所と一緒
に撮影
- ③ 帰庁後、調査原図
(又はチェックシート)と写真を
チェック班に見せて協議
- ④ 協議した判定結果を記入



※判定が難しい写真は事例集に追加する可能性があるため、
可能であれば、指や紙が写っていない（綺麗な）写真も撮っておく

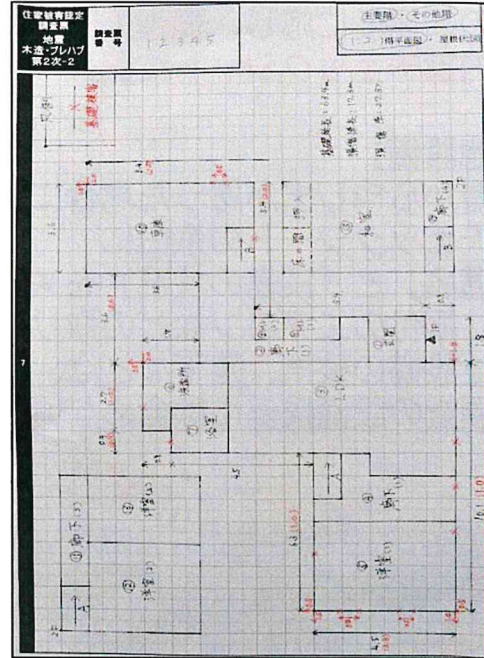
9. 記入例

<調査原図>

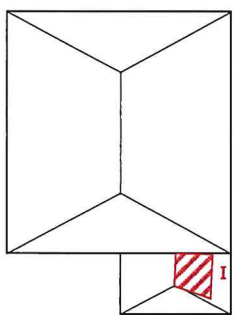
- ・傾き → 傾きの方向(矢印表記)
- ・基礎 × 損傷1か所について1つ
- I 剥落・横クラック・破断・不陸
- (独立基礎) □ 基礎がある箇所について1つ
- ・屋根  屋根の損害範囲を記入し、
その中に損害程度を記録

<用語解説>

- 一間=6尺=約1.82m(半間=3尺=約91cm)
目安)1間:畳の長辺。
半間:畳の短辺。ドアの短辺(横)。
ガラス戸1枚の短辺(横)。
- 建具(たてぐ)…部屋の仕切りや外部との仕切り
に用いる、開け閉めすることのできる可動性の
障子・ふすま・窓・戸などの総称。



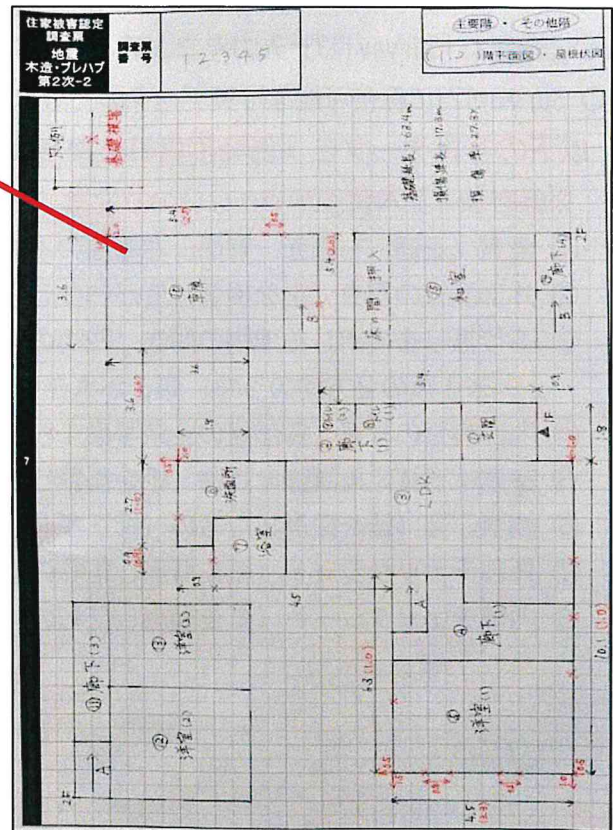
<外部チェックシート>

外部チェックシート ○/○ a.m. ○:○○~ p.m.		調査票番号	○○○○○																																																
①外壁	2F正面	2F右	2F背面																																																
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>I</td><td>I</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	①	②	③	④	-	-	I	I	⑤	⑥	⑦	⑧	-	-	0	0	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr> <tr><td>I</td><td>II</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>III</td><td>I</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table>	①	②	③	④	I	II	-	-	⑤	⑥	⑦	⑧	III	I	-	-	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>I</td><td>0</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>-</td><td>-</td><td>I</td><td>0</td></tr> </table>	①	②	③	④	-	-	I	0	⑤	⑥	⑦	⑧	-	-	I	0
	①	②	③	④																																															
	-	-	I	I																																															
⑤	⑥	⑦	⑧																																																
-	-	0	0																																																
①	②	③	④																																																
I	II	-	-																																																
⑤	⑥	⑦	⑧																																																
III	I	-	-																																																
①	②	③	④																																																
-	-	I	0																																																
⑤	⑥	⑦	⑧																																																
-	-	I	0																																																
2F左																																																			
1F正面	1F右	1F背面	1F左																																																
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr> <tr><td>II</td><td>0</td><td>I</td><td>0</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>I</td><td>I</td><td>III</td><td>II</td></tr> </table>	①	②	③	④	II	0	I	0	⑤	⑥	⑦	⑧	I	I	III	II	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr> <tr><td>0</td><td>II</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>0</td><td>I</td><td>-</td><td>-</td></tr> </table>	①	②	③	④	0	II	-	-	⑤	⑥	⑦	⑧	0	I	-	-	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td></tr> <tr><td>I</td><td>III</td><td>I</td><td>0</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td></tr> <tr><td>I</td><td>II</td><td>0</td><td>0</td></tr> </table>	①	②	③	④	I	III	I	0	⑤	⑥	⑦	⑧	I	II	0	0	
①	②	③	④																																																
II	0	I	0																																																
⑤	⑥	⑦	⑧																																																
I	I	III	II																																																
①	②	③	④																																																
0	II	-	-																																																
⑤	⑥	⑦	⑧																																																
0	I	-	-																																																
①	②	③	④																																																
I	III	I	0																																																
⑤	⑥	⑦	⑧																																																
I	II	0	0																																																
1F左																																																			
②屋根伏図記入表	 損傷率 I - 10% II - III - IV - V -																																																		
※フリーハンド可	備考																																																		

<内部チェックシート>

部屋名	損傷程度	天井	内壁	床	建具
① 玄関	0				
	I				
	II				
	III				
	IV				
③ LDK	0				
	I				
	II				
	III				
	IV				
【設備・その他設備】 損傷状況					
台所 I					

部屋名	損傷程度	天井	内壁	床	建具
② 廊下(1)	0				
	I				
	II				
	III				
	IV				
④ 廊下(2)	0				
	I				
	II				
	III				
	IV				
【設備・その他設備】 損傷状況					



10. 帰庁後の作業

出発前

調査

帰庁後

(1) シフト表への調査完了チェック

○ 調査後、シフト表の「□ 調査」にチェック (☑) する。

(2) 調査結果の入力・保存・印刷

【入力】「二次調査結果入力表 (エクセル)」の各シートに
損傷程度等の情報を入力

※ エクセルのファイル名は「日付+調査票番号」に統一
(例: 03201234567)

【保存】「二次調査結果入力表 (エクセル)」のデータを、
大会議室正面左のプリンター横PCのデスクトップ右上
「★★調査結果入力表」のフォルダに保存

【印刷】「二次調査結果入力表 (エクセル)」の全てのシートを印刷 (カラー)

※ (3) でクリアファイルに入れてチェック班に提出

(3) Survey123への登録

- 詳細は「Survey123」入力マニュアル（輪島市作成）のとおり
- Survey123に保存可能な写真データの上限は **48枚（2枚残す）**
以下の写真データを『現場写真01』から順番通りに保存する

※保存後は並べ替えができないので注意

- ① 全景（正面、右側面、背面、左側面の4枚）
- ② 外部調査の写真（主な損傷程度がわかる写真）
- ③ 下げ振りを使用した建物の傾き（四隅の4枚）
※1隅の2方向のうち、傾きが大きい方を採用
- ④ 内部調査の写真（各部屋の全景写真1枚と主な損傷程度がわかる写真）
- ⑤ 家屋被害認定再調査申請書（紙を撮影したもの）
- ⑥ 調査原図（紙を撮影したもの（修正が必要な場合は清書））
- ⑦ 外部チェックシート（紙を撮影したもの）
- ⑧ 内部チェックシート（紙を撮影したもの）

【注意点】

二次調査結果入力表
（エクセル）の印刷物
の写真は、Survey123
に掲載しないこと！

(4) チェック班への資料提出

- 資料をクリアファイルに入れ、本館3階の「入力済資料入れ」BOXに提出
- クリアファイルに入れる資料の順番は次のとおり

- | | |
|-----------------------------|-----------------|
| ①二次被害受付票(担当班箇所に班と調査順番記入) | ⑨柱、建具 |
| ②家屋被害認定再調査申請書 ※正本 | ⑩内部チェックシート(手書き) |
| ③罹災証明書 ※正本 | ⑪基礎・面積率・傾斜 |
| ④住宅被害認定調査票 地震木造プレハブ 2次-1(表) | ⑫図面(各種) |
| ⑤住宅被害認定調査票 地震木造プレハブ 2次-3(裏) | ⑬面積計算参考資料 |
| ⑥外部評価集計 | ⑭外周計算表 ※ない場合もあり |
| ⑦外部チェックシート(手書き) | ⑮基本データ入力票 |
| ⑧②-1、②-2入力票 | ⑯その他(地図等) |
| | ※必要以上の書類は入れない |

＜被害家屋認定調査における用語及び個別記載例・参考資料＞

○調査票番号：一次調査の番号

○住家　：調査対象家屋に、現に居住する住家をいう

非住家：申請者が居住していない家屋

納屋、車庫、貸家などの居宅以外の家屋

<被害判定参考資料>

○被害判定については別刷りの輪島市被害家屋認定調査

(二次調査) 実施マニュアル【写真資料】を参考に行ってください

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

